死亡現認（確認）證明書

裏面の注意を見て慎重に記入して下さい。

※（調製年月日）昭和　年　月　日

※（調製者）

| 死亡者の資料 | | |

未帰還者探索調査書

資料提供者 [redacted]

[redacted]

一、未帰還者となるまでの経緯について

未届未帰還者 [redacted] のことについて次の証言を得た。

昭和19年10月頃私は石垣業組合を通じ横須賀海軍建設部の人夫を募集したので文に応募した

二、[redacted] から同時に応募したのは次の五名である。

(キ) [redacted]

(キ) [redacted]

(キ) [redacted]

(キ) [redacted]

(キ) [redacted]

右のうち四名のものは文代の為昭和十六年四月頃 既国したが[redacted]は既国こないので現在はお未既還者となっている

三、人夫として応募してから現地に到着迄の経緯

昭和十年八月頃（日時は忘れた）[redacted]の指令により応募者は[redacted]に午後八時迄に集合するよう示されたので各地区から集まって来たので全部で四名であった。[redacted]関係応募者の引率を[redacted]班の班長として[redacted]氏が命ぜられたので同夜夜行で[redacted]駅を出発し東神奈川駅に向った。東神奈川駅には全国から集った者約一、八〇〇名集合して居り日本郵船の靖国丸に乗船してサイパン島に渡航し十七日に到着上陸した

四、上陸後の作業の状況

[redacted]関係者は四名の班長は大工、トビ職、厨夫、船夫、等と命ぜられたが班長は異って居る 班長は同じであった。

作業はサイパン島北端より西方に離れた俗称「軍艦島」という
小島に対艦、対空防衛のための施設の構築が主体任務であった。
勿論作業上は船にて第一陸にて上った。
上船した場合はセメントの運搬荷役であり上陸時は土工作業に従事した

五、[redacted]が帰還出来ない理由

昭和十六年二月十七日彼は行方不明となったからである

当時の状況を申せば次のようである

[redacted]は、[redacted]の部下として同一飯場に勤務中であったが
昭和十六年二月十七日正午の昼食は一緒に食べたがその後作業開始迄約
30分の休憩時間があったが休憩後作業開始のどさくさ時こたそこう
[redacted]の姿が見えなかったので三人一組の作業班が[redacted]から一名
見えないので二人で作業を続けることに。この作業は兵舎から掘削したセメ
ントを倉庫に運搬する作業であった。暫く待って[redacted]の姿が見えないので

関係上司にそのまま報告すると共に附近を捜索したが姿は見えなかった

当時サイパンタイムス紙が記事として[redacted]氏の遺骨と思われる記事が二回

報導されたことがあったので その新聞を切り取って内地に持ち帰って

既国遺骨横須賀に到着後、係官に事情を報告したところ 戸籍

を現認されていないから死亡と決定するわけにはゆかないそう

まくしたて置いた

既帰後[redacted]氏の両親家族に会う機会に状況不明者として

おくことが申訳ないと常に感じていたのであるけれども 何人とはするこ

とが出来ずに居りましたが この際実想を率直に申上げ義務として

いたしたい

六、サイパンタイムス紙の報導及それを見てとった感想

サイパンタイムス紙の記事内容

昭和十六年二月十八日午後一時頃サイパン島西方20浬附近海上において

天馬船（二人乗り）が漂流しているのを漁船が発見してこれを救助しようとしたが遭難船に接近したがその際遭難船内に人の乗員があり救助を求めロープを投げようとしたが風波が高くて天馬船がてんぷくし没しねのった。そこで応援をして天馬船を曳船して基地に帰ることになり風浪高くて漁船も危険を感じたんだために放棄して基地に引揚げ巡の事故報ぜず。

この報告を受けて[redacted]関係者四名（[redacted]）の先導で朝日丸を伴って現地に赴き捜索したが遂いに遭難者を発見するに至らなかった

尚遭難船と思はる船体が幾度ヂーゼル島に漂着したと報じていた

目撃者氏等数名の話を綜合する遭難者の乗員、容姿、服装等から判断すると、紅丸であるとのことである。[redacted]氏に酷似して いるので間違いないものと思う

以上が当時の状況、気象等から判断するに遺骨者は[redacted]

[redacted]氏であることを確信せざるを得ません

昭和十六年二月十八日午後一時頃、西沖鳥島北方八〇浬

の海陸遭難地点に於て遭難死亡されたものと思はれます

ポンペイ島

ポンペイ島

最終寄港地

訪

※ポナペ

遭難地点

6007

8309

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

死歿者調書

本籍地	[redacted]
現住所	仝左
所屬部隊	第二十五警備隊
入団年月日	昭和十八年十月[redacted]日
等級	一等
内地港湾出発年月日	昭和十八年十二月七日
外地到着年月日	昭和十九年一月一日
概況	昭和十九年二月十日永福丸便乗ナルカツリ島ニ向ケ
発病又は受傷年月日	昭和十九年二月十八日
病名又は受傷部位	左手中指関節切断左半盲全傷
発病又は受傷時の状況	同月十八日カツリ島ニ陸上ノ人ナリ間諜容疑者ヲ捕ヘ銃殺ス金城ニ上ル六人中一人ナリ[redacted]是モ左顔ノ傷ヲ受ケ戦死セリ
死亡年月日	昭和十九年二月十八日
死亡場所	カツリ島
死亡原因	戦死
死亡時の状況	右中指ノ切断戦傷ニ基ク[redacted]敵ニ五十米位迄肉弾ヲ敢行シ戦死ヲ敢ヒ戻マセリ

役種	現役
入団年月日	仝
兵種	機関兵
入籍番号	[redacted]一

6010

右の通り報告致します

昭和二十二年六月六日

申告者の			
入籍番號	[redacted]	等級	一機曹
本籍地	[redacted]	氏名	[redacted]
現住所	[redacted]		
所属部隊	陸軍防空第一三〇部隊	年齢	二十五才

備考

一、本調書は死亡者の身上関係一切を処理するものであるから慎重に[redacted]詳細に記入して下さい

二、他人から聞き承知した事項は其の旨末尾の餘白に記入して下さい

未亡人同八年十八年ヲ以テ用日ハ私ヲ以テ開ク

故[redacted]機戦死前ハ才トシテ勇気無量ニシテ真面目ナ勤務ヲ続ケテ居マシタ

右申告ハ私ノ雇員ニシテ同県人ニ対シ私ノ知ル限リ取扱ヒマシタ

一人ヲスルヲ○者ニ相違ハ有リマセン

42-12

6011

別紙 甲第[illegible]号

戦没者確認報告

報告者の當時の所属、部隊名	第三十根據地隊第三氣象隊附
報告者の官職氏名（英字書き）	海軍氣象觀測員 少尉（復員当時）[redacted]
報告者の現住所	[redacted]
報告者の當時の職業	般
報告者の復員迄の行動	中部太平洋及ジャバ方面ニ於ケル終戦前後ノ為メ後方ニ勤務ニカエル
其の他参考事項	
死没者の状況	
死没年月日	[redacted]

海軍一等主計兵曹 [redacted]

27.3.24

6012
125-11

右所地	
所属	第三航空隊附第三正良丸乗組
戦歿区分	戦死（頭部爆傷ヶ所創）
戦歿年月日	昭和十九年三月十六日
戦歿場所	台湾基隆港泊中
	第三正良丸三番機銃横ニテ戦死
戦歿状況及戦歿后ノ処置	台湾基隆港泊中昭和十九年三月十六日B24十四機来襲爆撃投下ノ時戦傷ヲ負リ戦死戦死後四日目ニ基隆火葬場ニ於テ火葬ニシテ遺骨ハ基隆本願寺ニアツケ基隆陸軍病院前ニ本願寺ニ行ヒシ時陸軍大尉（氏名不詳）ト共ニ百三十人程ノ病院船高砂丸ニ乗ウツシタノ由トノ僧侶ノ話其ノ後ノコト不詳デス

125-12

6013

32848

死亡者調書

本籍地	[redacted]
現住所	〃
所屬部隊	〃九三〃三八八
入隊年月	
定年等級	春季兵長 民 昭和 年 月 日
内地現役兵年月日	昭和拾九年 五月 十四日
戰地到着年月日	昭和拾九年 四月 二日 メレオン島到着
勤務ノ概要	爆撃ノ為 負傷 遂に死亡
傷名(疾病名)	敵機ノ爆撃ニ際シ爆弾ノ破片ニ傷ル 設防空壕ニ直撃弾ノ受ケ 爆風ニ吹ノ 軍刀
死亡年月日時刻及場所	昭和拾九年 五月 十四日午前九時三十分頃 南方洋メレオン島
右申告人	石井 治久
昭和 年 月 日	
本籍地	[redacted]
現住所	〃
所屬部隊	第四四師團[redacted]部隊

階級	兵長	技術員
入隊番號		

死亡ニ付テハ 一二〇

氏名 [redacted]

備考

(一) 本籍地ニ於テ知事ノ命令ニ依リ戸籍事務ヲ取扱フ者

(二) 戸籍吏ニ於テ知事ノ命令ニ依リ戸籍事務ヲ取扱フ者

(三) 戸籍吏ニ於テ知事ノ命令ニ依リ戸籍事務ヲ取扱フ者

(四) 同右ノ者ニ於テ知事ノ命令ニ依リ戸籍事務ヲ取扱フ者

(五) 他人ニ委任シテ戸籍事務ヲ取扱フ者

入籍番号

671-10

6015

軍人現況不明者調書

登録番号 130

所属（詳細年月日）	二十六年度	本籍（現住所）	[redacted]	
等級	上等兵	入隊番號	[redacted]	
氏名	[redacted]	生年月日	[redacted]	
留守擔當者	氏名 [redacted] 続柄 [redacted] 現住所			

家族の承知してゐる情況

差出日附（　）
部隊符號（　）
受領年月日（　）
檢閲者印（　）

本人からの最後の通信

内容

内地出發年月日、場所、乘船名（又は航路）

[redacted]

歸還者からの情報

提供年月日　年　月　日

情報提供者　部隊　等級　氏名　入隊番號

[redacted]

同右現住所　[redacted]

(一) 本人とは何處で何時迄一緒だつたか

(二) 其の時の本人の狀況

(三) 同部隊名

戰死　戰病　年月日　場所

備考

6016

75

関係者から何か通知があつたか	
其の他のところから何か通知があつたか	
右通知した人の住所氏名	
昭和二十一年八月一日又は其の後に来復員局を出したか出してなければその理由	帰還
家族援護課の情況及取扱経理部	佐左保地方復員局経理部
其の他究明上参考となるべき事項	
世話課（科）賞罰及所見	
住人資料	昭22年3月1日発表

本人の消息					
状況等	行方不明者ばなれ	原因 年月日 戦没者の死亡場所	其の後の推定等	作戦隊員ばなれ	収容年月日 収容場所 其の後の推定等

本人の消息をよく知つてゐると思はれる者の住所氏名	其の他究明上参考となるべき事項

6017

未調第五二六七号

昭和三十四年十月二十三日

厚生省引揚援護局未帰還調査部第四調査班（海軍班）

[redacted] 殿

未帰還者の消息調査について（照会）

本籍地 [redacted]

住所 [redacted]

[redacted]（[redacted]年[redacted]月[redacted]日生）

[redacted]（[redacted]年[redacted]月[redacted]日生）

右の者は、[redacted]において、[redacted]に勤務しながら農業をやっていたが、昭和十八年頃より消息がなく、未帰還である旨の留守家族（叔父[redacted]）の届出により未帰還者として調査中のものであります。

厚生省

6018

とのたび、[redacted]氏に照会したところ、[redacted]の関係書類に該当者が見当らないが、チヤランカ町の居住者については貴殿が詳しく知つているであろうと回答を受けました"

つきましては、御多用中まことに恐縮でありますが、左記事項について御承知であれば、何分の御回報をお願いします。

記

一 [redacted]に居住していたでしょうか、居住していた場合何時頃どんな業務に従事しておりましたか。

二 軍属に採用されたことはないでしょうか、採用されたことがある場合、その部隊名、採用、解傭年月日等

三 本名の消息について承知していると思われる方の住所、氏名等

四　チヤランカ町の居住者でまだ他に状況不明者がありますか、

同町の死亡者名簿等所持しておりませんか。

五　その他調査上の参考事項

[redacted]（全[redacted]）は昭和十八年以降[redacted]

[redacted]居住し製糖業

雑役夫として勤務中、昭和十九年六月十一、二、三日の三日間に

米軍より数前に爆撃を数回[redacted]地帯は空襲に見り

日夜絶まざる艦砲爆撃の為人畜全滅的打撃を受

け数名に死亡したものに相違なし

[redacted]は当時[redacted]であるから軍

と関係ある事と思はれる

（昭和十八年度より[redacted]がないとあるが　内地の御方は割り

ませんでせうが　昭和十八年度から軍の秘密関係に乗船

ある為で内地行手続は一々警察の点検に依らざれば出書

出来得ない事になり　南島内住民は他島出向移動等

厚生省